

第 5031 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月24日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 給与の一部を未払いにする場合の源泉徴収

Q：資金繰りの関係で、従業員の給与を一部来月に延ばそうと思います。この場合、源泉徴収はどのようにしたらいいですか？

A：支給総額に対する税額のうち、今回支給する額に対応する税額だけを源泉徴収します。

【解説】

所得税では、給与等の支払いをする者が、居住者に対し、国内において給与等を支給する場合には、その支払の際にその給与等に係る所得税を源泉徴収しなければならないことになっています。

そして、その所得税の源泉徴収する時期は、源泉徴収の対象となる所得を現実に支払う時とされています。

したがって、これらの給与等の支給が確定していても、現実にその支払がなければ源泉徴収する必要はなく、未払いであれば、その未払いの給与等を支払う時に源泉徴収すればよいということになります。

では、お尋ねのように給与の支給総額が確定しており、その一部だけを支払うという場合には、どのようにして源泉徴収税額を求めるかといいますと、次のようにして求めることとなっています。

- ① 確定している支給総額に対する税額を求める。
- ② ①で求めた金額を実際に支払う額で按分計算する。
- ③ ②で求めた金額が源泉徴収する金額です。
差額は、残額を支給するときに徴収します。

